

令和 8 年

第 5 回

石川町議会定例会提出議案書

令和 8 年 9 月 3 日提出

第5回石川町議会定例会提出議案

報告第 3 号	令和7年度石川町健全化判断比率について	1
報告第 4 号	令和7年度石川町資金不足比率について	2
報告第 5 号	債権放棄の報告について	3
議案第54号	専決処分の承認を求めることについて (令和8年度石川町一般会計補正予算―第3号)	4
議案第55号	石川町職員倫理条例の制定について	5
議案第56号	石川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	… 18
議案第57号	石川町特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の 課税免除に関する条例の一部を改正する条例	… 19
議案第58号	石川町地方活力向上地域における固定資産税の 不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	… 21
議案第59号	石川町印鑑の登録及び証明に関する条例の 一部を改正する条例	… 23
議案第60号	令和7年度石川町一般会計歳入歳出決算認定について	… 25
議案第61号	令和7年度石川町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定について	… 25
議案第62号	令和7年度石川町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について	… 26
議案第63号	令和7年度石川町介護保険特別会計 歳入歳出決算認定について	… 26
議案第64号	令和7年度石川町母畑財産区特別会計 歳入歳出決算認定について	… 27
議案第65号	令和7年度石川町中谷財産区特別会計 歳入歳出決算認定について	… 27

議案第 6 6 号	令和 7 年度石川町土地開発事業特別会計 歳入歳出決算認定について	… 2 8
議案第 6 7 号	令和 7 年度石川町宅地造成事業特別会計 歳入歳出決算認定について	… 2 8
議案第 6 8 号	令和 7 年度石川町水道事業会計剰余金の処分及び 決算の認定について	… 2 9
議案第 6 9 号	令和 8 年度石川町一般会計補正予算（第 4 号）	… 3 0
議案第 7 0 号	令和 8 年度石川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	… 3 0
議案第 7 1 号	令和 8 年度石川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	… 3 0
議案第 7 2 号	令和 8 年度石川町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）	… 3 1
議案第 7 3 号	令和 8 年度石川町水道事業会計補正予算（第 1 号）	… 3 1
議案第 7 4 号	石川町公共施設 L E D 照明設備賃貸借事業契約の 締結について	… 3 2
議案第 7 5 号	消防団救助用半長靴購入契約の締結について	… 3 3
議案第 7 6 号	字の区域の変更について	… 3 4

報告第 3 号

令和 7 年度石川町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度石川町健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）を、別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

令和 7 年度石川町健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6 . 8	1 5 . 5

報告第 4 号

令和 7 年度石川町資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度石川町資金不足比率を、別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

令和 7 年度石川町資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
石 川 町 水 道 事 業 会 計	—
石 川 町 宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—

債権放棄の報告について

石川町債権管理条例（令和3年条例第33号）第16条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条例第18条第1項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

債権の名称	放棄した債権の額	放棄した事由
町営住宅使用料	1, 1 4 5, 9 5 0 円	消滅時効の完成
水道料金	1 2 6, 3 3 0 円	徴収停止後期間経過

議案第 5 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、「令和 8 年度石川町一般会計補正予算一第 3 号」を別冊のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

石川町長 首 藤 剛 太 郎

提案理由

令和 8 年 8 月 8 日の豪雨により被災した、公共土木施設及び農林水産施設の復旧経費について所要の予算措置を行ったため。

議案第 55 号

石川町職員倫理条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町職員倫理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、職員が全体の奉仕者であってその職務は町民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）の遵守及び倫理の保持に関して必要な措置を講ずることにより、職務の遂行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、及びカスタマー・ハラスメントに関して必要な措置を講ずることにより、職員の安全の確保及び公務の円滑かつ適正な執行を図り、もって公務に対する町民の信頼及び安定的な行政サービスの提供を確保することを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 次のアからウまでに掲げる者をいう。

ア 町長、副町長及び教育長

イ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員

ウ 特別職（アに掲げる者を除き、法第 3 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる職（議会の議員を除く。）に限る。）に属する職員

(2) 職員等 次のアからエまでに掲げる者をいう。

ア 職員

イ 特別職（法第3条第3項第2号、第3号の2及び第5号に掲げる職に限る。）に属する職員

ウ 町と請負契約その他の契約を締結している事業に従事する労働者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事する労働者

（3）任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者（同条第2項の規定により同条第1項に規定する権限の一部を委任された者を含む。）をいう。

（4）事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

（5）コンプライアンス 職員が、法令を遵守することを基本に、次条に規定する倫理原則に基づき、高い倫理観を持って、町民のために積極的、自主的かつ誠実に職務を遂行することをいう。

（6）要望等 職員に対して行われる当該職員の職務に関する要望、請求、要請その他名称のいかんを問わず職員の作為又は不作為を求める一切の行為をいう。

（7）不当要求行為等 要望等のうち、次のアからエまでに掲げる行為をいう。

ア 町が行う許認可その他の行政処分又は請負契約その他の契約に関し、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人に対し、有利な取扱いをし、又は不利な取扱いをするよう要求する行為

イ 入札の公正を害し、又は公正な契約事務の遂行を妨げる行為

ウ 人事（職員（第1号アに掲げる者を除く。）の採用、任用、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害する行為

エ アからウまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人に対し、有利な取扱いをし、又は不利な取扱いをするよう要求する行為又は公正な職務の遂行に支障を生じさせる行為

（8）働きかけ行為 要望等のうち、職員（第1号イに掲げる者に限る。）に対し、職務に関し正当な理由なく、特別職（法第3条第3項第1号に掲げる職に限る。）に属する職員が行う規則に定める行為で、職員の公正又は正当な職

務の遂行を妨げることを働きかける行為（不当要求行為等に該当する行為を除く。）をいう。

（９）公益通報 公益を守るために、職員等が、知り得た町政運営に関する違法行為又は違法のおそれのある行為について通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。

（１０）カスタマー・ハラスメント 町民その他町政に関わりのある者（次条第３項及び第９条第１項において「町民等」という。）の言動であって、職員が従事する職務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該職員の就業環境が害されるものをいう。

２ この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における当該事業者等の役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなす。

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第３条 職員は、町民全体の奉仕者であり、町民の一部の者に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について町民の一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等町民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

２ 職員は、法令遵守の重要性を深く認識するとともに、倫理意識の高揚に努め、常に公正な職務の遂行に当たらなければならない。

３ 職員は、職務の遂行に当たっては、町民等に対して業務に関する説明を十分に行い、理解と協力を得られるよう努めなければならない。

４ 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

５ 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、規則で定める利害関係者との関係に注意を払い、町民の疑惑や不信を招くような行為として規則で定めるものをしてはならない。

６ 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

７ 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えること

を常に認識して行動しなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 職員を管理し，又は監督する地位にある職員（以下「管理監督者」という。）は，その職務の重要性を自覚し，率先して自らを律するとともに，所属職員への適切な指導及び監督を行い，公正な職務の遂行及び厳正な服務規律の確保を図らなければならない。

(任命権者の責務)

第5条 任命権者は，職員の職務に係る倫理の保持に資するため，研修その他必要な措置を講じなければならない。

(体制の整備及び調整等)

第6条 町は，コンプライアンスの推進及び保持を図るための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 職員の職務に関するコンプライアンスの推進及び保持を図るため，コンプライアンスを監理する担当部署（以下「コンプライアンス担当部署」という。）を置く。

3 コンプライアンス担当部署は，職員に対しその職務に係るコンプライアンスに関する指導，助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(コンプライアンス審査会)

第7条 コンプライアンスの推進を図るための体制の確立を図り，公正な職務の遂行を確保するため，地方自治法第138条の4第3項の規定により，石川町コンプライアンス審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の所掌事務は，次に掲げる事項とする。

- (1) 不当要求行為等の調査，報告等に関すること。
- (2) 働きかけ行為の調査，報告等に関すること。
- (3) カスタマー・ハラスメントの調査，報告等に関すること。
- (4) 公益通報の調査，報告等に関すること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項
- 3 審査会は、委員3人をもって組織する。
 - 4 委員は、弁護士及びその他の法令に関し専門的知識を有する者又は識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。
 - 5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることができる。
 - 7 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 8 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
 - 9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 10 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
 - 11 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 12 審査会の行う調査等の手続は、公開しない。
 - 13 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
 - 14 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 15 審査会の庶務は、人事担当課において処理する。
 - 16 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

(コンプライアンス推進委員会)

第8条 町におけるコンプライアンスを組織的に推進するため、石川町コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 町におけるコンプライアンスの確保に関すること。
 - (2) 不当要求行為等に関すること。
 - (3) 働きかけ行為に関すること。
 - (4) カスタマー・ハラスメントに関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、コンプライアンスの推進に関すること。

3 委員会は、規則で定める職員をもって構成する。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(町民等との対応に関する基本原則)

第9条 職員は、町民等の社会通念上許容される範囲の要望等や意見の申出を行う機会を確保することが当該町民等の利益を擁護し、町政への参画と協働の実現及び町政運営の発展に資することを踏まえ、当該要望等や意見の申出が妨げられることのないように配慮しなければならない。

2 職員は、特定のものを特別に扱うことを求める要望等に対しては、他のものの権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定のものに対して便宜又は利益を図ることにならないよう慎重かつ適切に対応しなければならない。

3 職員は、不当要求行為等、働きかけ行為又はカスタマー・ハラスメントが行われた場合（これらの行為が行われるおそれがあると認める場合を含む。）は、公正な職務の執行及び職員の安全の確保を図るため、複数の職員により組織的に毅然とした態度で冷静に対応しなければならない。

(要望等の記録及び報告)

第10条 職員は、要望等を書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）以外の方法により受けたときは、その内容を記録しなければならない。この場合において、当該記録をするに当たっては、不実又は虚偽の記載をしてはならない。

2 要望等の記録に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条 職員は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該要望等の内容を記録しないことができる。

(1) 公式又は公開の場における要望等であって、議事録その他これに類するものとして別途記録がなされるとき。

- (2) 要望等の内容が事実関係の確認又は単なる問い合わせ、意見等にすぎないことが明白であるとき。
 - (3) 職員の職務について一定の作為又は不作為を求めるものでないとき。
 - (4) 公職者（国会議員，地方公共団体の議会の議員及び他の地方公共団体の長（これらの者の秘書，代理人及び使用者を含む。）をいう。）以外の者からの要望等であって，その内容が次のいずれかに該当するとき（当該要望等の内容が自ら又は特定のものに特別の利益又は不利益を与えることを求めるものであって，公正な町政運営を阻害するおそれがあると認めるときを除く。）。
- ア 日常的に行われる営業活動に係るもの
 - イ 当該要望等を受ける所属の職務において一般的に行われるもの
 - ウ 当該要望等がその場で終了し，職員が要望者に対して改めて対応し，又は回答する必要がないもの

第12条 職員は，第10条第1項前段の規定による記録をしたとき，及び要望等（申請（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号及び石川町行政手続条例（平成8年条例第3号）第2条第4号に規定する申請をいう。）及び前条の規定により記録しないことができるものを除く。）が書面でなされたときは，規則で定めるところにより，これらの記録若しくは書面又はこれらの写しを，速やかに任命権者に提出しなければならない。

（カスタマー・ハラスメントの記録及び報告）

第13条 職員は，カスタマー・ハラスメントを受け，又はカスタマー・ハラスメントに関する事実を知ったとき（カスタマー・ハラスメントが行われるおそれがあると認める場合を含む。）は，その内容を記録しなければならない。

2 職員は，前項の規定による記録をしたときは，規則で定めるところにより，速やかに任命権者に報告しなければならない。

（不当要求行為等への組織的対応）

第14条 職員（町長を除く。）は，不当要求行為等を受け，又は不当要求行為等に関する事実を知ったとき（不当要求行為等が行われるおそれがあると認める場合

を含む。)は、直ちに当該不当要求行為等の内容を記録し、コンプライアンス担当部署に報告しなければならない。ただし、必要があると認められるときは、審査会に対し直接報告することができる。

- 2 コンプライアンス担当部署は、前項本文の規定による報告を受けたときは、公正な職務を遂行し、及びコンプライアンスを保持するために必要な対策を講ずるよう支援するとともに、当該報告の内容を委員会に報告しなければならない。ただし、必要があると認められるときは、審査会に対し直接報告することができる。
- 3 コンプライアンス担当部署は、必要に応じて、前項本文の規定による報告をするときは、第1項本文の規定による報告を行った職員の上司又は管理監督者（次項及び第5項において「所属長」という。）に報告し、及び当該報告に係る不当要求行為等の対策について指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 4 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、公正な職務を遂行するために必要な対策を講ずるものとする。
- 5 委員会は、第2項本文の規定による報告を受けたときは、事実関係についての調査を行い、所属長に対し、必要に応じて対策を指示するものとする。
- 6 委員会は、前項の規定による調査の結果、不当要求行為等に対する警告その他対策に関し必要があると認めるときは、審査会に通知するとともに、町長及び当該事案に係る任命権者（以下「町長等」という。）に報告しなければならない。ただし、町長等に報告することが適当でないときは、審査会に対する通知のみを行うことができる。
- 7 審査会は、第1項ただし書若しくは第2項ただし書の規定による報告又は前項の規定による通知を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を町長等に報告するものとする。この場合において、審査会は、町長等が行う措置について意見を述べることができる。
- 8 審査会は、前項の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、次条第2項に規定する事項を公表することができる。ただし、同条第1項に規定する警告その他対策が行われない場合にあつては、当該不当要求行為等を行った者の氏名、前項後段に規定する意見の内容その他の事項について公表することができる。

(不当要求行為等を行った者に対する措置)

第15条 町長等は、前条第7項の規定による報告が警告その他対策を行う必要がある旨のものであるときは、当該報告に基づいて、不当要求行為等を行った者に対する警告その他対策を行うものとする。

2 町長等は、前項の警告その他対策を行う場合において必要があると認めるときは、当該不当要求行為等を行った者の氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる。

3 町長等は、第1項の警告その他対策を行ったにもかかわらず当該不当要求行為等が中止されないときは、町の事務又は事業（第19条において「事務事業」という。）において、必要な措置を講ずることができる。

4 町長等は、前3項の規定による措置を講ずるときは、前条第7項後段に規定する意見を尊重しなければならない。

(働きかけ行為への組織的対応)

第16条 前2条の規定は、職員（第2条第1項第1号イに掲げる者に限る。）が働きかけ行為を受けた場合について準用する。この場合において、前2条中「不当要求行為等」とあるのは、「働きかけ行為」と読み替えるものとする。

(不当要求行為等及び働きかけ行為を受けた職員の保護)

第17条 町長等は、第14条第1項（前条において準用する場合を含む。）の規定による報告を行った職員又は第14条第2項（前条において準用する場合を含む。）の規定による報告を行ったコンプライアンス担当部署に所属する職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(カスタマー・ハラスメントへの組織的対応)

第18条 カスタマー・ハラスメントを受け、又はカスタマー・ハラスメントに関する事実を知った職員の上司又は管理監督者（次項及び第3項において「所属長」という。）は、公正な職務を遂行するために必要な対策を講ずるものとする。

2 コンプライアンス担当部署は、必要に応じて、所属長が行う前項の対策について指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 3 委員会は、カスタマー・ハラスメントの対策について必要があると認めるときは、必要な調査を行い、所属長に対しカスタマー・ハラスメントに係る対策を指示するとともに、その結果を町長等に報告するものとする。
- 4 町長等は、前項の報告を受けた場合であって、特に必要があると認めるときは、審査会に対し、当該報告に係るカスタマー・ハラスメントの内容を通知するものとする。
- 5 審査会は、前項の規定による通知を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を町長等に報告するものとする。この場合において、審査会は、町長等が行う措置について意見を述べることができる。
- 6 町長等は、前項の規定による報告が公表を要する旨のものであるときは、カスタマー・ハラスメントを行った者の氏名その他当該カスタマー・ハラスメントに係る事項について公表することができる。
- 7 町長等は、第5項後段に規定にする意見が述べられたときは、当該意見を尊重しなければならない。

(公益通報の対象)

第19条 公益通報は、町の事務事業若しくは町から事務事業を受託し、若しくは請け負った事業者等における当該事務事業に関する事実、町の施設の指定管理者における当該施設の管理運営に関する事実又は職員に関する事実で、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 法令に違反する事実
- (2) 人の生命、身体、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与える事実
- (3) 前2号に該当するおそれのある事実

(公益通報の方法)

第20条 職員等は、町政の運営に関し、前条に規定する事実（以下「通報対象事実」という。）が生じ、又はまさに生じようとしていることを知り得たときは、審査会に対して公益通報をするものとする。

- 2 職員等は、公益通報をする場合は、原則として実名により行わなければなら

い。ただし、職員等により違法な行為又は違法であるおそれが高い行為がなされていることが明確であって、かつ、通報対象事実が確実にあると信ずるに足りる相当の根拠が示された場合は、この限りでない。

- 3 職員等は、公益通報をするに当たっては、確実な資料に基づき誠実に行わなければならない。
- 4 職員等は、公益通報の濫用により、いたずらに公務の運営に支障を生じさせてはならない。

(公益通報の対象となる事実に関する審査会の調査等)

第21条 審査会は、前条第1項の規定による公益通報を受けたときは、通報対象事実の存否に関する調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、当該公益通報をした職員等（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知するものとする。

- 2 審査会は、前項の検討に必要があると認めるときは、通報者又は町長等に対し、当該公益通報に関する事情の聴取又は資料の提出等を求めることができる。この場合において、審査会は、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。
- 3 審査会は、公益通報の概要及び対応方針を町長等に報告するものとする。
- 4 審査会は、第1項の調査を行うときは、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく行い、当該調査の結果を町長等に報告するものとする。
- 5 審査会は、利害関係を有する者のプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、調査の進捗状況について適宜通知するとともに、当該調査の結果を遅滞なく通知するものとする。
- 6 前条第2項ただし書の規定に該当することにより公益通報が実名により行われなかった場合は、第1項及び前項の規定による通知は行わないものとする。

(公益通報の調査結果に基づく措置の実施)

第22条 町長等は、前条第4項の規定により通報対象事実があると認める報告を受けたときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）

を講ずるとともに、その内容を審査会に通知するものとする。この場合において、町長等は、必要があると認めるときは、当該事案に係る関係者の処分を行うものとする。

- 2 町長等は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、必要に応じて、その内容の全部又は一部を適宜公表するものとする。

(公益通報の通報者への是正措置等の通知)

第23条 審査会は、前条第1項の規定により町長等が是正措置等を講じたときは、その内容を、利害関係を有する者のプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、第20条第2項ただし書の規定に該当することにより公益通報が実名により行われなかった場合は、この限りでない。

(公益通報の通報者等の保護)

第24条 町長等は、通報者及び通報対象事実の存否に関する調査に協力した者に対し、公益通報をし、又は当該調査に協力したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(職員等以外の者による公益目的通報)

第25条 職員等以外の者は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることを知り得たときは、審査会に対して公益を目的とする通報をすることができる。

- 2 職員等以外の者は、公益を目的とする通報をする場合は、原則として実名により行わなければならない。ただし、職員等により違法な行為又は違法であるおそれが高い行為がなされていることが明確であって、かつ、通報対象事実が確実にあると信ずるに足りる相当の根拠が示された場合は、この限りでない。

- 3 第20条第3項及び第4項並びに第21条から前条までの規定は、第1項に規定する公益を目的とする通報について準用する。この場合において、これらの規定中「職員等」とあるのは「職員等以外の者」と、「公益通報」とあるのは「公益を目的とする通報」と、第21条第1項中「前条第1項」とあるのは「第25条

第1項」と、同条第6項中「前条第2項ただし書」とあるのは「第25条第2項ただし書」と、第23条ただし書中「第20条第2項ただし書」とあるのは「第25条第2項ただし書」と読み替えるものとする。

(職員等の協力)

第26条 職員等は、この条例の規定に基づき審査会及び委員会が行う調査に誠実に協力しなければならない。

(公表)

第27条 町長は、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して任命権者が講じた措置について、町民に公表するものとする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第7条から第27条までの規定は、令和9年4月1日から施行する。

提案理由

職員の法令遵守、倫理保持及びカスタマー・ハラスメント対策に関する基準を定めるとともに、これに関し必要な事項を定めるため。

議案第 56 号

石川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

石川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

現行		改正案		
別表（第 2 条関係） (単位 円)		別表（第 2 条関係） (単位 円)		
区分	報酬等の額	区分	報酬等の額	
教育委員会委員～障害 程度区分認定審査会	(略)	教育委員会委員～障害 程度区分認定審査会	(略)	
(追加)		コンプライアンス審査 会委員	日額	30,000円以内 で町長が定め る額
教育支援委員会～行政 不服審査会委員	(略)	教育支援委員会～行政 不服審査会委員	(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

石川町職員倫理条例の規定に基づき設置される、石川町コンプライアンス審査会委員の報酬額を新たに追加するため。

議案第 57 号

石川町特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

石川町特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例（令和 3
年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
石川町特定事業活動振興計画に基づく 固定資産税の課税免除に関する条 例 令和 3 年 9 月 30 日 条例第 22 号 (課税免除) 第 2 条 石川町内において、法第 74 条第 3 項の規定による提出特定事業活動振興計画 を提出した日（以下「提出日」という。）か ら令和 8 年 3 月 31 日までの間に、福島 復興再生特別措置法第 26 条等の地方税の 課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用 される場合等を定める省令（平成 25 年総 務省令第 49 号。以下この条において「省 令」という。）第 3 条第 1 号に規定する特定 事業活動施設等（以下「特定事業活動施設 等」という。）を新設し、又は増設した者	石川町特定事業活動振興計画に基づく 固定資産税の課税免除に関する条 例 令和 3 年 9 月 30 日 条例第 22 号 (課税免除) 第 2 条 石川町内において、法第 74 条第 3 項の規定による提出特定事業活動振興計画 を提出した日（以下「提出日」という。）か ら令和 11 年 3 月 31 日までの間に、福島 復興再生特別措置法第 26 条等の地方税の 課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用 される場合等を定める省令（平成 25 年総 務省令第 49 号。以下この条において「省 令」という。）第 3 条第 1 号に規定する特定 事業活動施設等（以下「特定事業活動施設 等」という。）を新設し、又は増設した者

現行	改正案
(法第75条の2の指定を受けた者に限る。) に対しては、当該特定事業活動施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。） に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から5箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。	(法第75条の2の指定を受けた者に限る。) に対しては、当該特定事業活動施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。） に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から5箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の条例の規定は、令和8年4月1日以後に新設され、又は増設される特定事業活動施設等について適用し、同日前に新設され、又は増設された特定事業活動施設等については、なお従前の例による。

提案理由

県条例の改正により、福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動振興計画を提出し、施設を新設又は増設する期限が延長されたことに伴う所要の改正をするため。

議案第 58 号

石川町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する 条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する 条例の一部を改正する条例

石川町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 29 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
石川町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例	石川町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
平成 29 年 9 月 29 日	平成 29 年 9 月 29 日
条例第 11 号	条例第 11 号
（固定資産税の不均一課税）	（固定資産税の不均一課税）
第 2 条 地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令（平成 27 年総務省令第 73 号。以下「省令」という。）第 1 条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、法第 17 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第 4 項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以降 3 年を経過する日まで（同日までに同条第 6 項の規定により当該認定を取り消されたときは、	第 2 条 地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令（平成 27 年総務省令第 73 号。以下「省令」という。）第 1 条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和 10 年 3 月 31 日までの間に、法第 17 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第 4 項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以降 3 年を経過する日まで（同日までに同条第 6 項の規定により当該認定を取り消されたときは、

現行	改正案
その取り消された日の前日まで)の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以降に取得したものに限り、かつ土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、石川町税条例(昭和30年条例第31号)第62条の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによる。 (1)・(2) (略) (略) (略)	その取り消された日の前日まで)の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以降に取得したものに限り、かつ土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、石川町税条例(昭和30年条例第31号)第62条の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによる。 (1)・(2) (略) (略) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

提案理由

総務省令及び県条例の改正により、固定資産税の不均一課税を受けるための地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が延長されたことに伴う所要の改正をするため。

議案第 5 9 号

石川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

石川町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 4 9 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
石川町印鑑の登録及び証明に関する 条例	石川町印鑑の登録及び証明に関する 条例
昭和 4 9 年 1 2 月 2 5 日	昭和 4 9 年 1 2 月 2 5 日
条例第 3 5 号	条例第 3 5 号
（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）	（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）
第 1 5 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者であり、かつ、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項の利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）	第 1 5 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者であり、かつ、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項の利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。） <u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9</u>

現行	改正案
_____又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用する者は、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に発行する等の機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 ２・３ （略）	<u>号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）</u>又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用する者は、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に発行する等の機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 ２・３ （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和８年６月１４日から適用する。

提案理由

出入国管理及び難民認定法等、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法令の改正に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 6 0 号

令和 7 年度石川町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度石川町一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年度石川町一般会計歳入歳出決算・・・・・・・・・・別冊

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 6 1 号

令和 7 年度石川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度石川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年度石川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算・・・・・・・・・・別冊

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 6 2 号

令和 7 年度石川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度石川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年度石川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 6 3 号

令和 7 年度石川町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度石川町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年度石川町介護保険特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 6 4 号

令和 7 年度石川町母畑財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度石川町母畑財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年度石川町母畑財産区特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 6 5 号

令和 7 年度石川町中谷財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度石川町中谷財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年度石川町中谷財産区特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 6 6 号

令和 7 年度石川町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度石川町土地開発事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年度石川町土地開発事業特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 6 7 号

令和 7 年度石川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度石川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年度石川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 68 号

令和 7 年度石川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度石川町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度石川町水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年度石川町水道事業会計決算・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 6 9 号

令和 8 年度石川町一般会計補正予算（第 4 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 7 0 号

令和 8 年度石川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 7 1 号

令和 8 年度石川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 7 2 号

令和 8 年度石川町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 7 3 号

令和 8 年度石川町水道事業会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 7 4 号

石川町公共施設 L E D 照明設備賃貸借事業契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町公共施設 L E D 照明設備賃貸借事業契約の締結について

次のとおり石川町公共施設 L E D 照明設備賃貸借事業契約を締結するため、石川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

- | | |
|-------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 石川町公共施設 L E D 照明設備賃貸借事業契約 |
| 2 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 3 契 約 金 額 | 2 4 1 , 2 8 2 , 8 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 福島県福島市上町 5 番 6 号 上町テラス 3 階
東邦リース・A L S O K 福島・三森電機・アイリスオー
ヤマ 共同企業体 代表事業者 東邦リース株式会社
代表取締役 青木 智 |

議案第 75 号

消防団救助用半長靴購入契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

消防団救助用半長靴購入契約の締結について

次のとおり消防団救助用半長靴購入契約を締結するため、石川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 消防団救助用半長靴購入契約 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 7, 567, 560 円 |
| 4 契約の相手方 | 福島県郡山市桑野四丁目 1 番地 22
福島ミドリ安全株式会社
代表取締役社長 白石 昇央 |

議案第 76 号

字の区域の変更について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

字の区域の変更について

土地改良事業の施行に伴い、字の区域を別紙変更調書のとおり変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

この字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項に規定する換地処分の公告のあった日の翌日から生じる。

提案理由

県営土地改良事業（沢井地区）において、農地や農道及び水路の基盤整備が終了し、従来、字界としてきた農道や水路の位置が変更となったことから、字の区域を変更するもの。

変 更 調 書

編入する字名	左の字に編入される区域	
	旧 字 名	地 番
沢井字山神	沢井字熊ノ堂	147から149まで、151から165まで、167、169から176まで、178から189まで、190の1、191の1、192から194まで、195の1、195の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
沢井字熊ノ堂	沢井字山神	21の5の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部
	沢井字猫石	98、100、101、105に隣接する道路である公有地の全部
沢井字清水窪	沢井字三斗蒔	63の1、63の2、64の1の一部、64の2の一部、65の一部、66の一部、67から74まで、75から77までの各一部、78から88まで、89から92までの各一部、93から103まで、105、107及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
沢井字三斗蒔	沢井字根宿	183、187から189まで、240、242から245まで、246の1、247の1、248の1、249の1、250の1、251の1から251の5までに隣接する道路、水路である公有地の全部
沢井字根宿	沢井字小金石	1、2、3の一部、4の一部、6の一部、7、8の1、12の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
沢井字小迎	沢井字打出	116の一部、118から120までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字小迎223、229、240に隣接する道路、水路である公有地の全部
沢井字打出	沢井字小迎	222の一部、223の一部、240の一部、242の1の一部、242の2、242の3の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

変 更 調 書

編入する字名	左の字に編入される区域	
	旧 字 名	地 番
沢井字行山	沢井字竹柄	１０７の３、１０７の５
沢井字踏切	沢井字深谷	１６０の５の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部
沢井字五反分	沢井字踏切	２５の一部、２６の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	沢井字深谷	１６０の５の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに１６０の１に隣接する道路である公有地の全部
		１８４の８、１８４の１０、１８４の１１
沢井字真明田	沢井字五反分	１５から２０までの各一部、２１の１、２１の２、２２から２５まで、２６の１、２６の２、２７の１の一部、２７の２の一部、２８から３２までの各一部、６１及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	沢井字深谷	６８の一部、６９の１の一部、７０の１、７０の２の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに字真明田１５０の１に隣接する水路である公有地の全部
沢井字高原	沢井字深谷	１２の１の一部、１３の一部、１４の一部、１５の１の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
		１７９の６の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部
	沢井字伏木	２３０の３、２８２の１の一部、２８３の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに字高原３０２の１、３０２の３に隣接する道路である公有地の全部

